

第 1 1 7 回

京都市大規模小売店舗立地審議会

議 事 録

日 時：平成 23 年 8 月 30 日（火）

午前 9 時 58 分～12 時 9 分

場 所：KKR 京都くに荘 4 階 大会議室

開 会

●事務局（高見課長） 本日は委員の皆様方におかれましてはご多忙中、また残暑厳しいなかをご出席賜わり誠にありがとうございます。ただいまから、京都市大規模小売店舗立地審議会を開催させていただきます。

本日の委員の皆様方のご出席状況でございますが、10名全員の委員の皆様方にご出席を賜わっております。本当にありがとうございます。したがって京都市大規模小売店舗立地審議会条例第5条第3項の規定によりまして、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。それでは審議にあたりまして、商工部長の山本から一言ご挨拶させていただきます。

●山本部長 おはようございます。本当に暑いなか、またお忙しいなかをお集まりいただきましてありがとうございます。また皆様方には平素、京都市政に多大なるご理解、ご協力を賜っておりますことをこの場をお借りして改めてお礼を申し上げます。

本日は、(仮称)ベルタウン西小路御池店の届出者説明と、(仮称)ライフ二条千本店の2回目の届出者説明、京都住友ビルの答申案の検討と3件の案件がございます。申しあげるまでもございませぬけれども、大店立地法の趣旨は周辺地域の生活環境を保持しつつ、適切な店舗の運営、出店をやっていただくという趣旨でございまして、届出者の方々もその趣旨を踏まえて真摯にご健闘をいただいていると考えております。この場での審議を経ることによりましてより適切な、また地域の住民の方々にとってもよりいいまちづくりに貢献できるような形になるように願っております。

そういう趣旨を十分ご理解いただきまして、皆様方の闊達なご意見、ご審議を期待しておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

●事務局（高見課長） それではお手許にございます資料の確認をさせていただきます。お手許には審議会次第、資料1「(仮称)ベルタウン西小路御池店 届出概要及び検討資料」、資料2「(仮称)ライフ二条千本店に係る審議会要求資料」、資料3「京都住友ビル 答申案」、資料4「立地法に係る計画一覧」、以上の資料をご用意しております。また、10月の日程調整表も併せて置かせていただいておりますのでご確認願います。

報道関係の皆様、傍聴の皆様用には本日の閲覧資料、及び今回の届出者説明に関わる計画書を後方入口そばの閲覧資料台に備えておりますのでご覧いただいたら結構かと存じます。なお、傍聴の皆様方へのお願いでございますが、審議中はなにとぞ静粛にお願い申し上げます。

それでは早速審議会を始めたいと思います。市川会長、よろしくお願い申し上げます。

議 題

1 平成23年3月届出案件

「(仮称)ベルタウン西小路御池店」に係る届出者説明

●市川会長 では、これより第117回京都市大規模小売店舗立地審議会を始めます。議題1「平成23年3月届出案件 (仮称)ベルタウン西小路御池店」であります。前回の審議会で京都市から諮問を受けておりますので、届出の計画概要について事務局からお願いします。特にご異議がないようでしたら、引き続いて届出者説明に進みたいと考えますがよろしいでしょうか。

—— (異議なしの声) ——

●事務局 それではご説明申し上げます。次第をおめぐりいただきまして、2ページでございますが、今回の届出に関しまして2件の意見書の提出がございました。その概要を申し上げますと、記載しておりますとおり、「歩行者等及び店舗近隣住民に対する交通安全対策を講じるべきである」、「店舗営業に関わって近隣住民の生活を脅かさないよう配慮が必要である」、「店舗出入口がなぜ西小路通り沿いになったのか」ということでもございました。

地元説明会における意見等の概要につきましては報告書も添付してございますが、簡潔に申し上げますと「来店客用駐車場の出入口及び西小路通における交通安全対策」と「地域住民に対する配慮」について意見が出されたという状況です。

まず意見書についてご説明申し上げます。3ページにつきましては店舗近隣にお住まいの方からの意見書でございます。自分たちの生活サイクルから言うと店舗の営業時間がなんとなくならないかというものです。これにつきましては、店舗運営自体を変えるよう求めることは難しいですが、店舗運営にあたっての配慮ということで、住民生活を脅かさないようにという要望があるという形でまとめております。さらに車両の出入口につきましても、狭い歩道を通過して出入りするため、交通安全対策を講じてほしいという内容でございます。

おめぐりいただきまして4ページには、やはり店舗近隣にお住まいの方から要望書という形で提出されているものです。文面には、車両の出入口の設置について、建設会社、京都府警、京都市という話も出ておりますことから、事務局として事実関係を調べましたけれども、残念ながらここに記載されてあるようなことは確認できませんでした。ただ、今回新たに店舗ができることによって、新たな不安や心配が生じるという話が避けられないところですので、何らかの対策・対応ということもございますことから、そうした点については丁寧かつ適切に対応するように事業者には伝えてございます。車両出入口を西小路通にするという件につきまして事業者を確認しましたところ、事業者としては他の店舗でも同様でございますけれども、地元警察をはじめ店舗開店に伴い関係する行政機関には相談に行くけれども、他の店舗の実績等を

踏まえた場合、御池通のような大きな道路に出すよりも、西小路通に出入口を設定することによって、交通整理員を通じて交通誘導を含めた処理ができるのではないかと考えたということで、事業者としての判断であり、どこかの行政機関に指導されて決めた訳ではないと申してごさいますので、事業者の意向として確かめたところでごさいます。

さらに、文面中には事業者に意見を聞いてもらえなかったという話が記載されておりますが、今回の店舗計画につきましては、まちづくり条例の手続きを含めた地元説明会に加えて、個別訪問による事情説明といった対応は事業者として繰り返し行っているようでごさいます。

ただし、説明を受ける側として納得できているかどうか、要望を出されている方にとって一定満足のできる回答があったのかどうかという部分については、私ども京都市としても入れないところでごさいますので図りかねるところでごさいます。記載された事実関係は確認できなかったということは先ほど申しあげましたが、こういう形で示されている住民の方々の不安や要望に対しては、誠実に答えるように事業者にも伝えてごさいますし、コンタクトを含めて事業者としても動いているようでごさいますので、今後の状況の推移を見ていくことになるかと考えてごさいます。

続いて、5ページは今回の届出に関する地元説明会の実施報告書でごさいます。開催日は、5月23日月曜日で、33人の出席がありました。質疑内容はQ&Aの形でまとめておりますが、6・7・8ページでごさいます。

地元説明会におきましても、来客用駐車場の出入口として設けている西小路通における交通安全確保という話が中心でごさいました。事業者からは、交通処理に関わる対応内容については、説明会以外にも必要に応じた個別対応も行っていると聞いていることから、事業者として住民との意思疎通に向けた意向は持っているとみております。

営業時間は他の既存店舗と同様の形で運用していくというのが事業者の説明ですが、営業に伴って必要となる配慮については最大限行っていくということを確認してごさいますので、文面に示された対応をしていくことになるかと考えてごさいます。

さらにおめぐりいただきまして9ページからは現在の立地状況を撮影し、撮影場所の番号を振ってごさいます。まず御池通について状況を確認すると同時に、今回特にご意見のごさいました西小路通あたりについての現況と、店舗敷地周辺の生活道路の現況、敷地から南に下がって、路面電車が通っております三条通について、来店客車両が通過する場所ということで、現況を撮影してごさいます。

おめぐりいただきまして10・11ページは、店舗敷地の周囲の状況です。現状では一定の建設工事が始まっておりますので白い壁に囲まれておりますので、敷地に面する道路の広さ等の確認をしていただけるよう撮影しました。さらにおめぐりいただきまして12ページは道路の状況ということで、生活道路の確認と三条通の現況を撮影してごさいます。店舗周辺では御池通と三条通以外は細い道路になっておりますので、そうした現況を踏まえた対応としてどうしていくかという説明が事業者からあるかと考えてごさいます。以上でごさいます。

●市川会長 それでは議題1の「平成23年3月届出案件（仮称）ベルタウン西小路御池店」に係る届出者説明です。（仮称）ベルタウン西小路御池店の担当の方に入っておりますので、事務局よろしくお願ひいたします。

——（担当者入室）——

●事務局 それでは自己紹介のあと、着席のままで結構ですのでご説明をお願いいたします。

●株式会社マツモト（松本） おはようございます。株式会社マツモトの専務の松本でございます。本日はお世話になります。よろしくお願ひいたします。

●株式会社マツモト（松川） 株式会社マツモトの開発を担当しております松川と申します。よろしくお願ひいたします。

●株式会社マツモト（中島） 株式会社マツモトの開発を担当しております中島と申します。よろしくお願ひいたします。

●株式会社マツモト（中塚） 建築を設計しております相互設計の中塚と申します。よろしくお願ひいたします。

●株式会社マツモト（村田） 今回の大規模小売店舗立地法のお手伝いをさせていただきました阪急設計コンサルタントの村田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは私のほうから届出書の内容説明に移らせていただきたいと思います。最初に1ページから順番にご説明させていただきますけれども、できるだけ割愛させていただきますつつ、騒音、交通の配慮事項、影響評価について説明させていただきたいと思います。

まず届出の基本的な事項について説明させていただきます。1ページをご覧ください。名称につきましては（仮称）ベルタウン西小路御池店でございまして、所在地につきましては京都市中京区西ノ京にございます。建物の設置者につきましては株式会社マツモトでございます。

新設の年月日につきましては、あくまでも予定でございますけれども平成23年12月1日を予定してございます。店舗面積につきましては後ほど図面に従って説明させていただきますけれども、ワンフロア、1層のみとなっております店舗面積としては2,436平米の規模がございまして、建物は2階建て、一部、3階建てということで屋上に駐車場を設けております。

次に2ページをご覧ください。小売業者につきましては核となる小売業者としまして株式会社マツモトでございまして、食品スーパーという位置づけで販売品目については食料品を販売

してまいりたいと考えております。営業時間帯につきましては9時から23時まで、駐車場の利用時間帯としてはその前後30分を設定させていただいております。

3ページをご覧ください。駐車場につきましては用途地域がこちらは工業地域となっております。指針に基づく台数については83台、駐車場の収容台数としては141台を確保しております。

少し飛びますけれども図面の5をご覧ください。こちらが今回の建物の配置計画になっております。先ほど申しあげたとおり、店舗面積につきましては2,436平米で1層のワンフロアになっております。出入口につきましては、図面がA3なので横向きになっておりますけれども東側、図面でいうと上側に1箇所設けております。出入口につきましてはこちら1箇所のみでございます。駐輪場につきましては店舗の北側、また東側に設けておりまして、合計台数としては136台の規模がございます。荷さばき施設につきましては店舗の南側にございまして95平米の規模がございます。廃棄物保管施設については32.9立方メートルの規模がございます。

ご覧のとおり、出入口につきましては前面が通学路にかかっていることもございますので、交通誘導員を配置することで安全対策に努めてまいりたいと考えております。

続きまして図面6をご覧ください。図面6は2階部分の駐車場でございます。64台の駐車台数を考えております。続きまして図面7の屋上平面図をご覧ください。こちらも駐車場となっております。来客用として77台、従業員用として20台の台数を確保しております。

以上が届出の概要でございます。次に騒音、交通の影響評価について説明させていただきます。戻っていただいて恐縮ですが図面2をご覧ください。こちらが今回の計画地周辺地図となっております。オレンジ色に塗っている箇所が主な住居の配置でございます。計画地を中心としまして、それぞれ御池通と西小路通に囲まれておりますけれどもA、B、C、D、Eまで、まず等価騒音レベルの予測地点を設定させていただいております。とりわけ計画地の西南側に住居がありまして、こちらがもっとも近い住居となっております。それぞれA～E地点まで、昼間の時間帯で地点Eの最大59dB、また夜間の時間帯につきましても同じくE地点で48dBが等価騒音レベルではもっとも高い値となっております。

住居の近いA地点につきましては昼間の時間帯は1.2メートル間隔で39dB、4.7メートル間隔、2階部分で41dB、また夜間の時間帯につきましても36dB、38dBというような騒音レベルとなっております。夜間の時間帯の最大騒音の予測結果につきましてはa～e、e'までございますけれども、地点Dと地点Eで夜間の時間帯は騒音の最大騒音、車両の走行音のみですけれども、こちらが上回る結果になります。ただ、もっとも近いDでいいますと相手側の住居境界、またE地点につきましては敷地境界付近ということで騒音値が超過しましたけれども、もっとも近い地点e'におきましてはそれぞれ車両走行音につきましては、規制基準値内で収まる結果となっております。

A地点につきましては後ほど説明させていただきますけれども、住民様から騒音の懸念が非常にございましたけれども、西側面につきましてはすべて壁で覆うことで住民様に対する配慮という形で対応をさせていただいている次第です。

続きまして交通の影響評価について説明させていただきます。図面 10 をご覧ください。こちらが計画地を中心として周辺の道路網の状況です。西小路御池交差点と南側の西小路三条交差点を調査地点として2箇所を設定しております。そのあいだに計画地がございますので基本的にはこちらを解析の対象とすることで来店車両の経路を押えているということです。

今回の経路計画の1つの特徴としては、南側から一部、西小路三条交差点を右折するルートを設定しないということがございます。これにつきましては路面電車が走っているということもございますので、ダメだということではなかったのですけれどもこちらを右折する車両があって、例えば事故が起こると非常に甚大な事故につながるということを警察のほうからもアドバイスとしていただきまして、われわれとしてもこちらを積極的に誘導しないということで迂回させていただく経路設定をするということが1つの計画でございます。

西小路御池、また西小路三条のそれぞれの交差点の交差点飽和度の解析を行いました。西小路御池の交差点飽和度は現況が平日 0.395、休日が 0.390 となっております。それに対して開店後の平日の交差点飽和度が 0.474、また休日が 0.464 となっております。また地点2につきましても、西小路三条の交差点につきましても現況は平日が 0.487、これに対して平日の開店後が 0.496、また休日につきましても現況 0.515 の交差点飽和度が、開店後につきましては 0.524 ということで微増に留まっているということを考えますと、今回の開店に伴う影響という形は軽微ではないかと判断させていただいております。ちなみに車線別混雑度につきましても、すべて基準を下回る結果になっております。

続いて立地法の説明会を開催させていただいたなかでの状況について説明させていただきます。主だったものにさせていただこうと思うのですが、大きくは報告書をご覧いただいているとおり、西側の住民様から時間帯における騒音の心配ということが1つございました。また大きな2つ目としましては東側道路の歩道部分に電柱等がありまして、すれ違いのときに非常に危険ではないかという2点が大きなテーマであったと思っております。

その2点について、まず西側住居の夜間の騒音についてですけれども、今回本当に直近の住居という形では西側にのみ隣接しているということもございますので、当初の計画からできるだけ配慮に努めようということで計画のほうを練らせていただいております。具体的にどういったことをしたかといいますと、開口部につきましては御池側部分しか設けずに、基本的には西側面についてはALCの壁で完全に囲って、基本的には騒音値が漏れないような対応をさせていただいたという計画でございます。その結果、地点Aの値が先ほどご説明させていただいた数値の結果となっております。

またもう1つの大きなご指摘でございますが、東側道路のすれ違い等に関してですけれども、こちらにつきましては議事録にもありますように電柱がございまして、たしかに通行のときに

すれ違い等が難しい局面があろうかと思えます。そのあとに住民様とお話し合いをさせていただくなかで、なんとか敷地のなかに取り込むことができることになりましたので、これにつきましても十分対応できるような形になったと思っております。

またこの立地法の説明会以後の地元さんとの調整について、最後に説明させていただこうと思えますけれども、今回の計画を進めるにあたりましてまちづくり条例の説明会、また中高層の説明会、そして大規模小売店舗立地法の説明会ということで大きなポイントなる説明会が3回ございました。またそれ以外に戸別で住民様への訪問、また隣接、近所のマンションの管理組合さんへの説明なども含めると合計で12回ほど、地元さんや戸別訪問もさせていただいた次第でございます。

まちづくり条例の説明会では高さが非常に懸念されるということがございまして、その後、社内に持ち帰りまして非常に大きな決断になったのですが、もともと3階建ての計画でしたが2階建てに見直させていただいたり、先ほど申しあげたとおり電柱の移設や西側面の騒音対策をさせていただいたり、できる範囲でわれわれとしましては努力してまいった次第でございます。事務局のほうから要望書という形で1通、また意見書という形で1通いただいているということがございすけれども、その後の住民様との話し合いのなかで、具体的には申しあげられないのですが誤解と思われることがあったのは事実でございます。

ただ、事業者としましてはできること、できないことがありますけれどもその分、何度も足を運ばせていただきご説明をさせていただいてご理解を賜わるよう、また誠意を示させていただいたと考えております。意見書の内容につきましてはわれわれのなかでも十分真摯に受け止めて、今後とも住民調整、また開店後におきましても皆様方に愛される店舗づくりに努めていきたいと考えております。

駆け足となりましたけれども届出者説明は以上でございます。

●市川会長 どうもありがとうございました。それではただいまの説明につきまして委員の皆様方からご意見、ご質問を頂戴したいと思います。

●辻委員 ご説明ありがとうございました。1つ、質問なのですが通学路があるので下校時には交通誘導員を配慮されると聞いておりますが、登校時は従業員さんの車や荷さばきの車が来るのですが、そのあたりの配慮はどうされるのか、お考えはどうでしょうか。

●株式会社マツモト（村田） 登校時につきましても誘導員を配置させていただきます。

●辻委員 ありがとうございます。

●入江委員 ご説明ありがとうございました。2点、お尋ねします。まず1点目です。図面5の建物配置図の緑地計画についてお尋ねします。緑地計画で特に何か配慮されていることはあるのでしょうか。

●株式会社マツモト（中塚） まず条例の基準に則った敷地面積を確保するということと、それから隣接地、西側の住宅地のほうにもできるだけ土地を設けるといこと。それから景観上、北側の御池通のほうにシンボルツリーとなる高木を3本植えて景観に配慮するということは配慮しております。

●入江委員 わかりました。と申しますのは、御池通に面して西小路通より東側の島津製作所ではご存じのように歩道側は低木緑地です。説明書の32ページに書かれているように「町並みと調和した整備を心がけます」ということですので、そのような町並みに配慮された緑地計画を整備されるのかなと思ってお聞きしました。

それから2点目は、京都府では5月1日から「京都おもいやり駐車場利用証制度」の運用を開始します。そこで一般駐車場に車椅子以外の対象者、要するに高齢者とか妊産婦さんとかけが人とか内部障害者などの歩行困難者のために、店舗出入口付近にプラスワン駐車区画の表示をご検討願えればと思います。その2点です。よろしくお願ひします。

●株式会社マツモト（中島） 今おっしゃったことですがけれども、もちろん既存店のほうでも申請をさせていただきまして現状の身障者スペース用はもちろのこと、プラスワン駐車場ということで2.5メートル以上の駐車場をプラスワンということでできる店舗はすでに申請をさせてもらっていますので、この新店におきましてできる限り検討はしたいと思っている次第でございます。

●宇野委員 ご説明どうもありがとうございました。3点ほどおうかがいしたいと思います。1つは先ほどご説明のなかで建物の高さをいろいろ地元の方とのお話し合いで下げられたということですが、現在われわれが見ている図面は下げられたあとの図面で、その計画に基づいて説明していただいたのですか。

●株式会社マツモト（村田） はい。

●宇野委員 もう1つは、先ほどもお話がありましたけれども歩道の、特に東側歩道の問題と、地元からのご意見にもあったと思いますが東側の駐輪場で、東側に駐輪場を設けてしまうとここはかなり厳しくなるのではないかと。もともと歩道幅が2メートルか2メートル25ぐらいしかないように、図面を拝見するとそれぐらいに見えますからかなり厳しい状況かと思ひます。

可能性としておうかがいしたいのは、この駐輪場を北側に集約することができないでしょうかということですが、できれば地元との対応という観点からもこの部分を公開地的に取り扱っていただき、実質の歩道スペースを広げていただくという扱いのほうが、おそらく印象がよくなるのではないかと思いますのでその点をおうかがいしたいと思います。

もう1つは、右折入場ということでたしかに嵐電がございますのでおっしゃることは理解できるのですが、そうなる場合右折入場を認めるということをご公言する形になります。そうなる場合人手による対応ということをできれば常時していただく。要は左折入庫・左折出庫であればその分、当然車と車の交錯等が減るといのが左折イン・左折アウトなわけですから、右折を入れますとどうしても交錯の錯綜だけでも増えてしまうということですので、できれば人手による整理・誘導等があるほうが望ましいのではないかと考えます。

ですからお答えいただきたいのは先ほどの東側駐輪場の問題と、右折イン・右折アウトを認めることによる今後の対応ということですが、よろしく申し上げます。

●株式会社マツモト（村田） まず1点目の駐輪場のお話ですけれども、北側に集約できないかということですが、実は当初からそういう計画もあったのですけれども前面空地の関係で北側に広くスペースがあると思うのですが、こちらに自転車の駐輪場が空地の関係で設けられなかったという事情がございます。あとは付置義務との兼ね合いもございましてご覧の東側の駐輪場ということになっております。ただ、議事録にもありますように住民様からいろいろご指摘をいただいていることもございまして、そのときもお答えさせてもらったのですができるだけ北側に駐輪を促していくという取組については、われわれとしてもやっていかざるを得ないと思っております。

その意味では駐輪場として集約ということは台数的な観点から難しい点もございましてけれども、そういったソフト面の対応につきましては十分対応していきたいと考えております。

2点目の出入口の関係の安全対策ですが、こちらにつきましても繁忙時につきましても当然説明させていただいたとおり、誘導員を配置させていただきます。ただ、常時ということとは、交通量のほうも現時点で把握しているのですけれども現時点では少ないという状況もございまして。たとえ1台でも危険は危険ということがございましてけれども、状況に応じて対応させていただきます、必要というものにつきましては十分対応させていただこうと思っております。われわれとしましても事故が起きるといったことがないように対応していきたいと考えております。

●株式会社マツモト（松川） 追加で説明させていただきます。今の西小路の歩道の件ですが、東側は島津製作所さんの持物なのですけれども、私どもができるにあたって1メートルセットバックしていただけるということで、こちらはグリーンベルトをつくって電柱をそちらに入れていただく形で、西の歩道だけではなく東の歩道も広がることによって吸収していただけるということですのでそれをつけ加えさせていただきます。

それから交通誘導員は、基本的には6時ぐらいまでは必ずつけたいと思っています。それ以降については様子を見て判断させていただくということでございます。以上でございます。

●宇野委員 6時までとおっしゃったのは毎日ということですか。

●株式会社マツモト（松川） そういう意味です。

●宇野委員 わかりました。

●石原委員 今の話で2点あるのですが、1点は東側駐輪場の問題で前面空地の関係から取れないということをもう少しご説明いただけないかということです。基本的に北側が主な出入口です。ですから放っておけば特に誘導しなくても北側に自転車は行くという流れだと思います。むしろ東側が問題になる場合は、北側にとめられなくなったときに東側にあふれてくるということだと思います。なるべくなら北側に台数を確保するほうが混乱は生じないと思いますし、自転車自体が歩道が島津側に確保されたとしても自転車自体が出入りするのに交錯すると思いますので、その前面空地の限界のあたりをもう少しご説明いただけないかというのが1点です。

2点目は32ページで、先ほど少しありましたけれども景観とか町並みづくりに関する配慮事項で、ここに書かれている「町並みと調和した色彩や」ということはどこでもいえる話が書かれていて、このプロジェクトでどのように配慮されたのかということがまったく書かれていない文章だと思います。このあたりについて具体的にどのような配慮をされているのかということをご説明いただきたいと思います。この2点です。

●株式会社マツモト（村田） まず前面空地の限界点なのですが、今日は正確な図面を持ってきていないのですけれども、もう1列取れたらという部分まで空地の線がかぶってくるという状況でして、どうしても東側に設定せざるを得なかったということがございます。ただ、ご指摘のとおり、やはり自ずとこちらのほうにお客様は集まってくるのではないかと考えています。そうすると空地との矛盾ということはたしかに発生するのですけれども、そのあたりにつきましては従業員が適宜整理整頓するなど、お客様にご迷惑がかからないように、また空地を害さない程度でソフト面での対応ができればと考えております。

景観の関係につきましては、たしかに当り障りのない書き方をしているのですけれども、今回の計画に際して特に色彩でこうだということについては基本的には既存店舗の踏襲という形で考えさせてもらっています。ただ、既存店舗につきましても極端に華美なものを使っていないということがございますので、このような形で表現をさせていただいたということでご理解をいただければと思います。

●市川会長 ほかにご意見はございませんでしょうか。

●山田委員 ご説明ありがとうございました。そういうこととは別に今までの説明の経緯について、住民側とやや齟齬があったようですのでそのことと、今後もこれだけ近接したところに住居等がございますので予測しがたい事態が起こることを考えると、今後どのように住民の方々と話し合っていくスキームをきちんと担保しておくのかということが重要になるのかなと思います。

そこでお尋ねをしたいのは、1点は32ページに書かれていますように今後は窓口を明確にしてということが書かれているわけですが具体的にはどういうことをお考えなのかということ。これまで住民とのあいだに一種の齟齬が起きているということの原因、あるいはそれに対する解消というものを具体的にはどのようにお考えであるのかということが1点。

もう1点は、今回、25ページにありますように遮音壁を設ける場合で周辺住民との協議予定はないと明記されているわけですが、これはどういうご趣旨であるのか。いずれも周辺住民との協議の関係について、具体的なこれまでの齟齬の原因についてのご理解と、将来のことをお聞きしたいと思います。

●株式会社マツモト（村田） 齟齬の原因といたしますのはおそらく騒音に関することかと思えます。住民説明会でも同じような質問が出ておりまして、やはり西側の方からすると平面図で見られるので図面上から見ると非常に近いところに入出口もあるということだったのですが、実際にはいったん車が入ってしまうと完全に車を囲い込んでおりますので、基本的にはスロープの音というのはALCの壁ですので、それを突き抜けてさらに影響が及ぶということは基本的にないと考えております。ただ、説明会にお越しになれなかったかどうかはわからないのですが、それにつきましては私の説明不足かもしれませんし、騒音の観点でいうと基本的には影響はないと考えさせていただいております。

2点目の遮音壁ですけれども、遮音壁がないというわけではないのですが、立ち上げやそういったものは設けております。遮音壁というものは設けておりませんが音の減衰が十分見込まれる屋上の立ち上げ壁であるとか、それ以外にもコンクリートの壁という形で騒音の観点では十分配慮させていただいていると考えております。

●山田委員 おそらく理屈としてはそうであるにしても、今回の原発事故でも明らかなように安心と安全は違うということは日本中でわかっていることですので、その意味では今後何か起きたときの申し出、あるいは協議の枠組みというのはどのようにお考えですか。

●株式会社マツモト（村田） この先、われわれも店舗として長い期間営業させていただきますので逃げも隠れもできないという状況でございます。店長は常時、必ず配置しておりまして、既存店舗の状況でもそうなのですけれども非常に周辺住民の方々への影響も見させていただいていますし、今回の計画におきましても店長がずっと張り付いておりますので窓口としては十分担っていけると考えております。

●山田委員 何か申し出があれば、それをちゃんと書面にして出すというようなことはおそろしく心がけておられるし、それはお約束していただけるということですね。ありがとうございました。

●市川会長 ご質問が出なかったのですが 23 ページの騒音の扱いに対する対策のところ、荷さばきを行う時間帯が「午前6時から午後10時まで予定しており、早朝、深夜を含む時間帯は荷さばきを行いません」と。ということは6時からの作業というのは早朝には入らないというご理解ですか。

●株式会社マツモト（村田） 非常に難しいご質問でございますけれども、食品スーパーという位置づけを考えますと6時からの搬入というのが生命線になってくるような部分でございます。したがってましてたしかに早朝、深夜という記述に関して6時は早朝ではないのかというご指摘はあろうかと思いますが、こちらにつきましては例えば4時とか5時といった時間帯ではなく、6時という皆様方が若干起き始められるという状況も踏まえまして、6時から10時までという時間設定をさせていただいている次第です。

●市川会長 21 ページのところの6～7時までの時間帯を見ますと、2トントラック1台、4トントラック2台が6～7時までの間に作業しますね。ざっと計算するとだいたい30分ぐらいで3台が入る。ということは6～7時までの1時間のあいだではほぼ半分は荷さばきの作業をしている。私が申しあげたいのは6時から始めるのではなくて、できるだけ遅く始めていただければなということです。別に6時半ではないのですけれども、できるだけ遅く始めるようにご配慮いただければなと思います。

それではほかにご意見、ご質問はないようでしたら、現地調査の実施及び追加資料の請求の有無についてお聞きします。現地調査につきましては、今回は審議日程が詰まっておりますので次回実施ということでお願いしたいと思います。

追加資料につきまして何かございますでしょうか。

——（委員から特に発言なし）——

●市川会長 よろしいですか。それでは（仮称）ベルタウン西小路御池店の届出者からの説明を終了いたします。担当者の方、どうもご苦労様でした。

●株式会社マツモト ありがとうございました。

——（担当者退室）——

2 平成23年2月届出案件

「（仮称）ライフ二条千本店」に係る届出者説明

●市川会長 続きまして議題2の「平成23年2月届出案件（仮称）ライフ二条千本店」に係る第2回目の届出者説明です。前回の届出者説明に関する課題についてまず事務局から説明をいただきまして、そのあとで担当の方に入っていただきます。事務局、よろしくお願ひします。

●事務局 それでは事務局からご説明申しあげます。前回の審議会でもいただきました課題につきまして簡潔に申しあげまして、そのあと設置者からの説明にさせていただきたいと思ひます。

お手許の資料をおめくりいただきまして13ページ、資料2でございます。前回の審議会のなかでご指摘、ご質問がありました内容につきまして、番号1～7までの項目別にまとめております。まず1は、千本通沿いにおける駐輪対策です。前回の審議会において一定の説明があった項目ではありますが、交通整理員をどう配置するのかという考え方とオープニングセール時の考え方、オープニングセール後の考え方、さらに不法駐輪の対応については改めてということもございましたので、配置図面を含めた説明を求めております。

つぎに2は、駐車場での待機オペレーションということですが、前回の審議会では実際に可能かどうかというご指摘もいただきましたけれども、事業者としてどういう形で実施していくのかという意思表示も含め、改めて説明をしてもらおうということでもまとめております。

おめくりいただきまして14ページの3と4につきましては、今回出されております来客用駐車場台数149台について、その考え方について改めて問い直すというご指摘に答える内容でございます。この件につきまして事務局からお詫びがござひます。千本通に関わります1年間を通しての交通量のデータがどうしてもござひませんでした。その結果としてこのライフの類似店舗における状況を一定ベースにしながら、どういう形での運用を考えているのかということでも台数の考え方をまとめとりますとともに、駐車場の運営のあり方をどう考えるのかということ、決意表明を含めて説明してもらおう予定としております。

さらに交通量について台数の関係と交通量との不釣合ひもございましたので、改めてそれに関わります現在の149台に該当する内容としての交通量ということで、さらに計算した結果がどうなのかということもまとめてござひます。

15 ページの 5 につきましては、退店経路の徹底方法ですが、住民の方からもご指摘をいただきました退店経路と、生活道路に入るといふことについての回避の方法をどうするのかといふことについての説明でございます。6 については、前回の審議会のなかで地点 4 が設定されているけれどもデータがないというご指摘がありましたので、自転車、歩行者の交通量に関するデータを添付してございます。

7 につきましては、どのような外観の店舗になるのかといふことで、図面を添付してございますが、建物全体の色調といふものにつきましては、一定の検討と調整がなされているところですが、ライフのイメージカラー又はマークを看板等としてどのように掲げるについては現在協議中でありまして、協議中の内容を公開の場に出すのかどうかという話がございましたので、現時点で一定固まっている内容がわかる図面が提出されています。

事務局としましては、前回の審議会で十分な説明がなされなかったものにつきまして、改めて整理し、一定の決意表明も含めて具体的に説明してもらおうといふことで、今回も関係者に出席いただいております。概要としては以上でございます。

—— (担当者入室) ——

- 事務局 それでは自己紹介のあと、着席のままで結構ですのでご説明をお願いします。
- ライフコーポレーション (氏原) ジェイアール西日本不動産開発の氏原でございます。よろしく申し上げます。
- ライフコーポレーション (滝田) 同じくジェイアール西日本不動産開発の滝田と申します。よろしく申し上げます。
- ライフコーポレーション (雨森) ライフコーポレーションの雨森と申します。よろしく申し上げます。
- ライフコーポレーション (仲谷) 同じくライフコーポレーションの仲谷と申します。よろしく申し上げます。
- ライフコーポレーション (緒方) 鉄建建設の緒方と申します。よろしく申し上げます。
- ライフコーポレーション (板井) 応用技術株式会社の板井と申します。よろしく申し上げます。

●ライフコーポレーション（國岡） 応用技術株式会社の國岡と申します。よろしく申し上げます。

前回、当社の板井がご説明さしあげましたが、今日は私、國岡が住民説明会、あるいは地元の会長様のご挨拶等も行かせていただき、そういった状況をつかんでいたということもございますのでご説明さしあげます。

早速説明に入らせていただきます。お手許の資料2、審議会提案事項回答に基づきましてご説明させていただきます。まず、番号1と振っておりますが千本通沿いにおける駐輪対策としてのどのような対策をされるのかというご質問をいただいております。それに対してご回答さしあげます。

大きく3項目に番号を振らせていただきました。1番目がオープニングセール時、これがだいたい1週間程度を見込んでおります。オープニングセール時には交通誘導員を店舗前の前面空地と、駐輪場付近に配置しましてそちらのほうで駐輪場の案内をしていこうと考えております。人数と時間ですが、今考えておりますのが人数は2名で営業時間中に配置する。配置場所はお手許のカラーの図面1、横向きになっている図面のほうです。これでいいますと青丸で囲っておりますが店舗の出入口が2箇所、千本通側にあります。そのあいだに青丸をつけておりますのが1人目です。それから2人目が、駐輪場の真ん中ほど、千本通側で赤丸の横に青丸をつけておりますのが2人目の駐輪対策用の要員です。この2人で対策を立てていこうというのがオープニングセール時です。

人的な配置はこの2人ですが、万一、駐輪場の自転車が多くなった場合の対策としてJRの高架下にお客様用の臨時駐輪場を確保する予定です。こちらのほうの場所ですが、同じ図1で建物の左側が山陰線の高架になっています。そのいちばん上のところに赤で「臨時駐輪場」と書いています。そちらのほうを臨時駐輪場として確保する予定です。こちらもオープニングセール時の状況は、また追って京都市さんのほうに報告させていただこうと考えております。

続いてオープニングセールが終わった後の通常の営業時ですが、こちらのほうはどの店舗でも共通の内容でございます。常時、店舗の従業員が買い物かごの整理、接客、または防犯対策、お客様への目配せといったものための巡回を常時させていただいている状況です。こちらの従業員は店舗内をずっと回りますので、このときに同時に不法駐輪がないのかも点検させていただいて対応していこうと考えております。これがオープニングセール時とその後の通常営業時の対応でございます。

3番はそれでも問題がある、改善されない、不法駐輪がある場合の対応ですが、まず不法駐輪の自転車に警告タグを付けて、よく街中でもやっておりますが紙のようなものをハンドルに付けて注意喚起をしていきます。それでもまだずっと置きっ放しになっている、整理されないという状況になると、そのときはライフ側のほうでその自転車をその場所から撤去するということを考えております。また、それ以外にも想定できない問題等がありましたら、京都市さんの自転車政策室や商業振興課さんのほうに随時報告なり、相談をさせていただこうと考えてお

ります。駐輪場に対しては以上です。

続いて2番目、駐車場のなかでの待機オペレーションが可能かという質問をいただいております。これに対してまず出入口付近、駐車場のスロープを降りて公道に出る付近が混み合っている場合、お客様の車がひっきりなしに出ることによってその周辺が混雑しているということが見られた場合は、駐車場のなかで待機していただくよう、店内放送等でお客様に呼びかけを行っていかうと考えております。実際に待機していただくのはどこに待機していただくのかというと、先ほど見ていただいた図面の次になります。図面2です。前回も少し申しあげましたが、1階から3階の駐車場まで上がっていただくスロープが待機場所として利用可能ということになります。特に退店時になると下り側になります。下り側でいきますと16台の車が待機可能となります。ここで混み合っている、問題があるときにはしばらく待っていただこうと考えております。

ご参考までに入店時の滞留スペースとしては、昇りスロープで15台の滞留が可能となっております。

また下の欄に参考として書かせていただいておりますが、交通量調査結果は出店計画書のなかにも記載させていただいておりますけれども、このなかで検討した交差点の需要率はすべての交差点で高くても0.6までとなっておりますので、通常の営業において交差点が渋滞することはないと考えております。オペレーションについては以上です。

続いて3番目の駐車台数について、指針の算出台数の3倍の収容台数にした理由及び考え方について、指針台数の52台ではダメなのかということについてご質問をいただいております。これについてどうしてこの台数にしたのかといいますと、営業しておりますほかの店での整備台数を参考に今回の駐車台数、フロア数を設定させていただいたというのがまず大きな要因です。具体的に他店類似店舗ですが、寝屋川市のほうで駅直近で営業している店があります。こちらの店舗面積が2,800平米ございまして、これに対して駐車台数を71台整備させていただいております。現状この台数で年間あふれることなくお客様の車が回っているという状況になっております。この2,800平米、駐車台数71台の店舗面積比率を今回の二条千本店の3,670平方メートルという店舗面積に比率掛けすると約90台という台数が出てまいります。まず1つ目はこの寝屋川市の店舗での比率でいくと90台という数字が出てきます。

それから2番目に神戸市内のほうで、これも駅直結という店を営業させていただいております。こちらのほうの店舗面積が4,800平方メートル、これに対して駐車台数は175台を確保しております。こちら年間を通じてこの台数のなかであふれることなく営業できているという状態になっております。これも同様に店舗面積の比率で3,670平方メートルと神戸市内の店舗よりも今回のほうが小さいのですが、これで比率掛けしますと約130台という台数が出てまいります。ですから今の2店舗の実際の運用、整理台数から考えますと今回の同じ駅直近の店舗では、90~130台程度の駐車場が必要と判断させていただきました。

したがって今回3階の駐車場だけだと75台になりますが、この75台では少し頼りないと

いう台数になりましてどうしてももう1層上に積んで増やしたいということになりまして、今回4階も駐車場にさせていただいたということで今回の届出台数になっております。

ここで具体的に寝屋川市内、神戸市内の店舗についてライフの雨森のほうから補足させていただきます。

●ライフコーポレーション（雨森） 先回、駐車場がどのぐらいの割合で使用比率があるのかというご質問もあったかと思っておりますのでご説明させていただきます。今、申しあげました寝屋川市、神戸市の店舗におきましては、駐車場の台数に対してほぼ毎週末8割方が埋まる状況になっております。また、9割方ぐらい埋まるのはどのぐらいの割合かと申しますと、私どもスーパーでございますので年末、あるいは年数回、テレビコマーシャルをさせていただいてお客様を呼ぶことをさせていただいておりますが、そういった年数回は9割方埋まるという実績がございます。われわれといたしましてもその駐車場であふれているかということもそうということもなく運営をさせていただいておりますので、先ほど応用技術から申しましたような形で今回の駐車台数を設定させていただきました。

実際、週末に駐車場に入る車の台数がかかなりの割合で増えるのかということですが、そうではなくてわれわれスーパーというのはチラシを投入して、目玉商品も含めましてかなりの商品を安くということをしますので、お客様の数というのは週末にかけて1.2倍ほどになります。ただし、売上という意味では1.5~1.6倍になりまして、お客様が車を駐車場にとめる時間がだいたい90分ということで、平日とめている駐車時間よりもかなり増える。ある程度そういった形で駐車場は利用が高まると理解しております。

ご存じのようにレジに並ばれる、あるいはお客様が買われる買い物の点数が増えるので買い物時間が増えるということで駐車時間が長くなるということで、駐車場の利用率が上がるという形で対応しております。また、3番目にも書いておりますように駅前の店舗におきましてはどちらの店舗の駐車場も有料にしておりますけれども、少なからず駅利用客のお客様もとめられるということも、通常店舗よりも車の利用率が上がるということが考えられます。

先回、ご指摘がありました「歩くまち・京都」というのはわれわれも理解しておりますので、われわれといたしましてはできるだけ車で来店していただかないようにホームページ、あるいはオープンチラシ等で啓蒙していきたいと考えております。また先回いろいろご指摘いただきました件もございますので、先ほど申しましたように週末については8割方埋まりますが平日については徒歩、自転車の利用客が多いということで、駐車場については3階のみを使用という形で、われわれとしてはコーン等を設置して4階の駐車場を閉鎖して運営していきたいと考えております。

ただし、これを行うことによって平日駐車場からあふれるようなことになりましては本末転倒になってしまいますので、オープンしてから状況を見ながら3階駐車場だけで平日も不足するようであれば、それについては臨機応変に開放して対応していきたいと考えております。

また先回、観光シーズン等もございまして自転車、あるいは車の交通量調査等のご指摘もございました。今回、おうかがいしたところによると京都の観光シーズンというのは11月がピークで12月初旬には観光需要もある程度治まると聞いております。われわれといたしましては今回京都のこの二条の地で最初のオープンが11月に重なるというのは、ご指摘のとおり配慮がないのではないかとこともございます。届出上、11月上旬オープンという形でさせていただいておりますが、社内で検討させていただきましてオープン時期につきましては観光シーズンを避けるということも含めまして、12月にオープニングをずらすという形も検討いたしまして、最初のオープニングセール時の自転車、自動車の状況を十分確認しながら、来年度以降に向けて対応していきたいと考えております。

先ほど応用技術から申しましたように自転車の報告も含めまして、駐車場の利用につきましてもわれわれが報告するか、あるいは応用技術が報告するなどして、京都市の商業振興課さんのほうにどういった状況なのかは随時報告していきたいと考えております。

また先回、駐車場の運用についてどうなのかということもご指摘がございました。われわれといたしましては駅が近いので駅の利用客もとめられるという懸念がございます。あるいはまた観光地に近いということもございますので、駐車場につきましては有料で考えていきたいと考えております。先ほど週末は90分と長くなるということがございましたように、買い物のお客様は有料というのはいろいろな問題も出ますので、買物をされたお客様は90分間無料という特典をつけることは考えておりますが、買い物客以外の方がとめることをできるだけ避けるためにも有料駐車場にして運営のほうを図っていきたいと考えております。

●ライフコーポレーション（國岡） 駐車台数の算出についてのお話は以上です。引き続いて今のお話にも関連してくるのですが、今回駐車台数を指針の3倍の台数の149台と設定させていただいたということで、3倍の車が周辺を走るのではないかとのご懸念、ご指摘をいただきました。それに関して周辺交差点に対して、3倍の駐車台数に見合う交通量になった場合の交差点需要率の検討をさせていただいております。必要駐車台数が149台から逆算して1時間の発生交通量を計算しておりますが、それによりますと1時間178台の車になるということで、そのように仮定して計算させていただきました。

結果のほうは地点1・2・3で、右側の括弧で囲っております数字のほうが3倍の台数でございます。左側の囲っていないほうが計画書のほうに記載しております通常の指針台数でございます。ご覧のとおり、若干増加はしますが0.9を超えるというような大幅な増加はないということで、特に大きな渋滞は発生しないのではないかと考えております。これは検討させていただいたということでご報告させていただきます。

続きまして5番にまいります。退店経路の徹底方法についてどのようにするのかというご質問をいただいております。これに対してご説明いたします。

まず1番目ですが、極力お客様の目にふれる機会を増やしていこうということで、ホームペ

ーじや折り込みチラシといったものに退店経路をお示しして、事前に周知を図っていこうというのがまず1つ目でございます。それから2番目にオープニングセール時、先ほども申しあげましたように約1週間ですが、そのあいだは出入口付近に交通誘導員を配置して退店者用の誘導を行ってまいります。時間は営業時間内で、配置は図面でいいますと図1でございます。

店舗北側に1列に4名、敷地の外にありますがこの4名で退店ルートの案内をさせていただこうと考えております。4名おりますいちばん右側、千本通側の横断付近におりますのは横断歩道の安全対策も含めての配置とご理解ください。それから店舗駐車場出入口のスロープ直下部分の誘導員は、入口付近の安全対策も含めてということでご理解ください。それから出庫してすぐ左の誘導員のほうは、すぐ曲がらないように建物の西側の道路、道路 No. 3 と書いております道路のほうに曲がらないように案内をさせていただく。高架を潜ってくださいという形で案内をさせていただきます。それからいちばん左側の青丸の誘導員ですが、こちらは左折して出庫した車両がそのまま突っ切って生活道路のほうに入らないように、こちらで計画しました退店経路のほうを通っていただくように、高架を潜ったらすぐ左折していただくような案内をさせていただく。このような人的配置を考えております。

人間については以上で、3番目は看板に関してでございます。まず退店ルートを示した看板、それから特に生活道路に入らないようにということを記した看板を敷地内、店内各所に設置させていただきます。これが図3からになります。まず図3-1と書いておりますのは1階図面になります。特に駐車場を利用されるお客様はエレベーターを間違いなく使われますので、必ずエレベーターの前面に退店誘導サインを設置します。それからスロープを下りてきたところの見えるところに1箇所、それからスロープから公道に出る直前のところに1箇所設置します。

次のページにいきまして図3-2は各フロア、2階・3階・4階のエレベーターのところですが、こちらに退店誘導サインを設置することにしております。具体的なデザインはどうかと申しますと、1枚めくっていただきまして図3-3にそのデザインをお示ししております。店内用と外に付けるものと2種類、向きを変えておりますがつくっております。これを配置していきます。その大きなものが次の図3-4ですがこれは駐車場のスロープを降りた、目に付くところに大きなものを1枚付けるということで、目立つような形で大き目のものを考えております。そのようなことで案内看板でお知らせしていこうということを考えております。

それからもう1つ、現在まだ検討中ではございますが敷地の外にも看板を掲示して、生活道路に入らないように退店経路を通っていただくような周知も現在検討中です。退店経路の徹底方法については以上でございます。

それから6番目の交通量調査地点4のデータについてご質問をいただいております。地点4というのは店舗北側の道路、スロープを出たところの道路でございます。こちらのほうの調査結果ということで、今回、歩行者、自転車の断面交通量を調査させていただきまして、出店計画書にも記載しておりますが念のために今日の資料にも添付させていただきました。末尾のほうになりますが資料2「交通量調査結果(地点4)」というもので記載させていただきました。

最後になります。7番目の建物の外観についてどうなるのか。「周辺と調和する」と記載しておりますが、具体的にどういうことになるのかということでご質問をいただいております。これは図面を見ていただいたほうがいいと思いますが、図4に外観立面図ということで建物4面のカラー立面を付けさせていただきました。どういった形で調和かといいますと、近隣にございます二条城のイメージを色合いでデザインさせていただいたところがございます。こちらのほうを京都市の景観関係各課さんと協議、調整のうえこういった色合いでまとめさせていただいております。

またこの色合いについては竣工後、京都市さんのほうが現場に来ていただいて、このデザインについて提出させていただいた書類との適合性というのをチェックして、判断していただくということで予定しております。

以上で、前回ご指摘いただきましたご質問に対して回答を終了させていただきます。ありがとうございました。

●市川会長 大変丁寧なご説明ありがとうございました。それではただいまのご説明につきまして、委員の皆様から何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

●恩地委員 ご説明ありがとうございました。前回お願いしたいろいろなデータ等の説明については今日のご説明で十分わかりました。ありがとうございました。1点、お願いしていたなかで観光シーズンとか、1年間で非常に渋滞が発生する時期があるという点について、バックグラウンドになる交通量のデータが手に入らないのかということをお願いしておりましたが、これについては事業者さんの問題というより行政のほうが用意できなかったということだろうと思いますので致し方ないと思います。それにしても観光シーズンを避けてオープニングを考えることもご検討いただいているようなので、それについては十分敬意を表します。

交通管理者の方には、できれば事業者さんが地域の交通に配慮できるようにバックグラウンドの交通量のデータをなるべく出していただくように、併せてお願いをしておきたいと思いません。以上です。

●市川会長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

●宇野委員 ご説明どうもありがとうございました。駐車台数については今のご説明で恩地委員同様、だいたい納得したところなのですが、1点、5番の退店経路なのですが、今回ご説明の資料2の15ページにございます4番目の件をぜひお願いしたいということです。

なぜかと申しますと、お手許の出店計画書でA3のものが途中であってその後ろに写真のページがあります。3枚目ぐらいのところちょうど高架を潜るところの写真が付いています。

これを見るとドライバーの心理からいうとおそらく片側2車、両側通行で中央線が書かれて

いる道路というのはより広い道路なので必ず通りたくなるのが人情だと思います。するとこれを真っ直ぐ行きますとどうしても住宅街のなかに引き込まれてしまうというところがありますので、できれば行動点といいますか左折をしてもらいたいところの直近で再度案内をしていただく。おそらくオープニングセール時というのは人手による対応というのをさせていただいていると思いますが、それ以降常時配置するのはなかなか厳しいかと思います。オープニングセールに来られたお客様だけがここを利用されるということも当然ないということもありますので、必ず左折していただきたいポイントのところでご案内をもう一度いただきたいというお願いです。

なかなか高架の橋脚を使うのも難しいのかもしれませんが、親会社さんのほうにもなんとかご協議をいただきまして、何らかの方法を見つけていただきたいと思います。以上です。

●ライフコーポレーション（國岡） 敷地外の看板については検討中ではございますが、具体的にまた設置できる、できないというのは他人様の土地の部分もございまして。そういったことも踏まえまして今後随時検討させていただいて、必要がございましたら府警さんや関係機関ともご相談させていただいて実施していきたいと考えております。ありがとうございます。

●松井副会長 前回、欠席しておりましたので蒸し返すようで申し訳ないのですが、退店ルートはコープ二条駅店の手前で右折するようになっているのですが、ここから先も住宅地なのですけれどもそれは考慮されていますか。

●ライフコーポレーション（國岡） コープの北側の道路ですか。

●松井副会長 そうです。しばらく住宅はないのですが、もう少し行くと住宅地なのです。24時まで営業されますね。これが22時までなら何もいわないのですけれども、退店ルートは24時にコープの駐車場北側の道をずっと行くことになりますね。これは片方の住宅地は守って、片方の住宅地は無視することになるのですが、どうして二条駅1号線をそのまま真っ直ぐ下ったらずいのでしょうか。

●ライフコーポレーション（國岡） 前回ご説明させていただいたのですが、すぐ西側の道路をそのまま出てしまいますと、こちらのほうは前面に中央分離帯があつて左折のみになります。

●松井副会長 それはわかっています。要は22時以降に住宅地に入れるなということです。

●ライフコーポレーション（國岡） まず西側の道路に案内してしまうと、そこが交差点に近い部分で御池通と合流することになります。

●松井副会長 っているのはコープの北側の道を、夜 10 時以降に退店ルートにするのはよくないのではないですかということです。そこは住宅地です。コープがここの大店立地審議会にあがってきたときにも、夜 10 時以降についてそのところの騒音に関して問題になっているのです。にもかかわらずこの店舗は 24 時までどンドン通していいのですかということになってしまいますのでやっではいけない。するとそのまますぐに左に曲がってもらわないとまずいということになってしまう。あるいは夜 10 時で閉店していただくかのどちらかになろうかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

●ライフコーポレーション（國岡） 夜 10 時以降は西側道路に出すべきだということですか。

●松井副会長 西側ではなくて、二条駅の高架の東側を通すべきということですか。あるいはですけれども、夜 10 時以降は交通量がかなり減っていますから、右折出庫を認めるというようなことも考えられると思います。

●ライフコーポレーション（國岡） 今まで協議させていただいたなかで、右折出庫という話は認めていただいていませんので、事業者としては左折でご案内をしていくということになると思います。台数も夜 10 時以降は増えるものではなくて非常に少ない台数だと想定しています。店が 24 時まで営業させていただくというのも駅から降りてこられたお客様、とくに歩行者になると思いますが、そういった方を対象としてこの営業時間にさせていただいております。当然車の台数はゼロになるかというゼロにはならないのですが、影響としては非常に小さいものになると考えております。

●松井副会長 例えば夜 10 時以降は手前のところで曲がってもらって、10 時より前は 1 本向こうを曲がるというようなことを実際のお客さんがされるとはとても思えないのです。それからすると、例えば今回の資料 2 の 20 ページに挙げているようなサインを貼っていただくのは逆にまずいことになってしまいます。夜 10 時以降は手前に曲がるというのをさらに貼っていただかないといけません。夜 10 時以降にも、ほとんど車がないであろうけれども誘導員を置いて手前に曲がってもらうということになりますので、これは無理をしてでも手前で曲がって高架の東側をずっと南へ下っていただかないと、24 時まで営業する気があるのであればそれしか手はないのではないですか。

●ライフコーポレーション（國岡） 前回の審議会でもいただいた宿題に対する準備はいたしました。が、店舗運営そのものに関わる内容について、この場で即答させていただくのは非常に困難な状況であると考えます。

●松井副会長 要は報告書の地図のところではコープ二条駅店の左側から、住宅地であるという地図がないのです。ですから委員の先生方はご指摘がなかったのだと思いますが、コープ二条駅店の北側のもう少し西は住宅地です。そこを退店ルートに 24 時までするというのはいかがなものでしょうか。今までこちらの町内会とこの点について交渉等されていますか。

●ライフコーポレーション（國岡） 自治会会長様にご挨拶させていただいております。

●松井副会長 24 時まで通してかまわないといわれていましたか。

●ライフコーポレーション（國岡） かまわないとか、かまうとかではなくてそのような計画で考えておりますということでご説明させていただいております。

●松井副会長 それに対して自治会さんのほう、あるいは住民の方々はどんどん通して欲しいというようなことをおっしゃられたということですか。

●ライフコーポレーション（國岡） どんどん通して欲しいとおっしゃる方はいらっしゃらないと思います。ですが夜間はそれほど車は多くないだろうというご認識ではいらっしゃいました。当然、地元説明会などでもそういったご意見は出ておりますが夜間は車の台数は少ないということで説明させていただいております。

●松井副会長 夜間 10 時過ぎたらみんな寝始めるのです。そこで 1 台通ったら目が覚めるかもしれないわけです。ですから多い、少ないの問題ではなくて、住宅地のなかに近隣で生活している方以外の車が通るという事態がまずいのです。ですから大店法では夜 10 時以降についてかなり厳しいさまざまな設置基準等になっているのです。それを超えて営業されようとされているわけですから、住宅地のなかに入れないとされているわけです。今のお話ですと北側の住宅地には入れない。実際ここに入ると道が細いので困るのは車に乗っている方なのですが、南側の住宅地には通すというのは筋が通らないような気がするのです。しかも駐車場のところにここを通れというようなものまで出してしまうというのはいかがなものなのか。夜中に住宅地を通って、利便性を考えて信号のある交差点に誘導するというのもいかがなものかと思います。これは利便性を優先するということですね。

●事務局 誠に申し訳ございません。お話の途中でございますけれども、この退店ルートの関係につきましては付図 4-5 で西側と東側ではそれぞれどういう形になるかというのは提出されております。特に今回の退店経路の関係につきましては、店舗のすぐ西側の部分につきましては住民さんの話によりますとここも生活道路でもあるので、ここをできるだけ使わないとい

う話もあったと聞いております。そういったことも含めまして今回の退店ルートになったという経過を聞いてございます。

ただ、ご指摘のありましたとおり、夜 10 時以降についての取り扱いでございますが、今回夜間における駐車場運営に関しましては、地元への説明でも交通量そのものが少なくなるという話もございました。実際どの程度の車両が通るかというのは今の段階ではわかりかねるところでございますが、コープ二条駅店のそばにはパチンコ店など店舗があり、住宅だけではないことから、通過交通としては一定の交通量があるかと考えます。

ただ、夜 10 時以降の店舗運営につきましては、来店客車両による交通量も考えていかなければならないわけでございますが、今回の届出に関しましては、事前に可能なかぎりの配慮を行うとした上で、開店後はどうだったかという報告を求める形になっております。

実際の交通状況を見た上でなんらかの対応という話になるのであれば、必要に応じて変更届に基づく審議をいただくという話になるかと存じますが、実際の運用状況を見つつ判断するという意味で留保いただけないものかと考えます。本件に関しましては、地元説明会などでも退店ルートについてはいろいろと意見があったことから、事業者としても一定の覚悟と準備が必要なことは十分理解していると思っておりますが、店舗の営業時間に関する配慮については、事業者としても即答できる準備を今この時点ではしていないと思っております。

ご指摘いただいたことへの対応には一定の心構えが必要と存じますので、実際の実績を踏まえたいうえでの報告を求めていくなかで、対応を検討させていただくという猶予をいただきたいと思っておりますがいかがでございましょう。

●松井副会長 それは改良をというご指摘ですか。

●事務局 はい。

●松井副会長 前にコープ二条駅店が立地法にあがったときの経緯を考えると、ここのところをルートにするのは非常に引かかるのです。コープはたしか夜 10 時で閉店だったと思うのですけれども。

●事務局 営業時間は今 23 時までとなっております。

●松井副会長 そこまでは回すということになったのですか。

●事務局 ご指摘のルートを通行する車両は、本件に関する来店客車両だけではないということもあると思っております。ただ、交通量として実際どうなったのかという部分については、報告を求めていきたいと考えております。

●松井副会長 わかりました。もう1点、おうかがいしたいのですが資料2の駐輪場に関して、8時からオープンされるということで非常に使いやすい不法駐輪場になろうかと思えます。コープ二条駅店の場合も結局のところ開店時間を遅らされたように記憶しておりますけれども、どうやって不法駐輪を判別されるのですか。

●ライフコーポレーション（雨森） 不法駐輪というのは前回ご指摘いただいたのは駐輪場以外のところ、千本通側の空地にとめられる自転車に対してどのような対策を取られるのかというご指摘でいただいていたのです。

●松井副会長 そうしたら新しく聞きます。ここを駐輪場にして二条駅に行かれる方がおそらく出るだろうということです。

●ライフコーポレーション（雨森） 私どもの店舗駐輪場にとめられるということでしょうか。

●松井副会長 そうです。通勤の際に使うという件です。

●ライフコーポレーション（雨森） われわれの駐輪場にとめられた自転車が、営業時間中であれば不法駐輪なのか、不法駐輪でないのかは当然判別しにくいというのは理解します。そこでまずわれわれの営業時間が終わった後に、当然敷地のところにはチェーン等を張って中に入れないようにします。営業時間後にとまっている自転車につきましては当然不法駐輪ということがわかりますので、それにつきましてはわれわれとしては警告タグを貼って、それでも撤去されない場合につきましてはわれわれも処分するというところでございます。営業時間内につきましては店舗管理職であれば朝からどの自転車がとまっているかは十分わかりますので、それにつきましてはひどいようであれば営業時間中であっても警告タグを貼るという形でチェックは可能だと思います。ほんの2、3時間だけとめて、それが不法駐輪かどうかのチェックができるかというそれはできないと思います。ただ、その自転車があることによって駐輪場があふれるようであれば、その対策も考えていかなければいけないのですけれども、われわれもサービス業である以上、単に2、3時間とめて例えばジュース1本買って、それは不法駐輪ではないといわれれば不法駐輪ではないので、それについてどういう対策をするかという正直取れません。ただ、それをするによって駐輪場があふれるようであれば、さらにその先にどういった対応をするかは考えていきたいと考えております。

●松井副会長 ということは通勤で使われることを認めざるをえないという状況で、とりあえず運営を開始されるということですね。

●ライフコーポレーション（雨森） 認めるということではなくて、ただ、それがわれわれに迷惑がかかるようなとめ方であればわれわれは対策を取るということです。私も店舗の管理職をしていましたけれども、毎日とめられたらどの自転車かというのはよくわかります。ですからそれが長く続けばその自転車めがけてタグを貼るということも考えられます。あるいは一度、店舗のなかにお話があるので来てくださいという張り紙を貼ることも可能です。ですから容認するかどうかということにつきましては、最初のうちは容認せざるを得ないと思います。ただ、そのことによって店舗運営に迷惑がかかるようであれば、その後の対策を考えるというように考えております。

●松井副会長 わかりました。かなり難しい条件になろうかと思いますが、少なくとも道路にあふれさせないということに関しては確実に対策をされるというお考えですね。

●ライフコーポレーション（雨森） はい。

●辻委員 通勤、通学に使われる自転車はたぶんあると思います。うちの大学もそういうことがあったのですが、1つの点としては最初から通勤、通学でおとめになられるのは困りますという、いわれたように罰則という言い方ではないのですけれども注意をさせていただきますという案内板といいますか、警告板という言い方だときつくなるので、それがあればやめようかなという心理的には楽になると思うので、そういう案内板もご検討いただければと思います。

●ライフコーポレーション（雨森） 参考にさせていただきます。ありがとうございます。

●宇野委員 先ほどのご意見等もありましたけれども、この高架の東側の道を使うというのは1つ可能性としてはあるのだらうと思うのですが、逆にコメントさせていただこうと思ったのは、実態としてここに入ったときにどうするのかということのほうに懸念事項としてあります。何を懸念しているかという、ここで直近で左折して確かに出られるのですけれども出ますといわゆる千本二条の交差点に直近ということで、非常に交通量も多い。それから車線数も多いことからそこでいろいろ錯綜が生じる。あるいは高架の直近ですので見通しがきかないところで歩行者、自転車の通行も相当数あるということで、ここを出口として積極的に指定するというのは交通の面から見ると厳しい状況かなと考えます。ですから、今後店舗運営のなかでご配慮いただきたいのは、ここに本当に退店車両が多く出てきた場合にどういう対応を取られますかというところを、また今後店舗運営のなかでご検討いただければと思います。

●松井副会長 左折入庫、左折出庫を前提にこういう経路をつくられたと思うのですけれども、本審議会でも場合によっては右折での退店を条件付で認めているような場合もございます。

それを考えると今回のこのケースというのは結構それに当てはまり得るかなと思うのです。ですから無理に左に出してややこしいことになるようであれば、右向きに出せるのではないかなと思うのですけれども、ほかの委員の先生方がどのように考えていらっしゃるのか、もし何かあればお聞かせいただきたいと思います。

●宇野委員 ご意見はたしかにそのとおりだと思うのですが、1つ懸念される点として右折で出した場合に前面道路が千本通になります。なおかつ無信号ということになりますので、そこがおそらくこれまでの協議でもいろいろ検討されたなかで最終的に選ばれなかった理由かなと推測します。もしここが信号制御されているところであれば、多少、滞留地は短いですがけれどもそういう手もあり得たかもしれないと思います。

●市川会長 ご質問、ご意見は出尽くしたように思いますので、本件に関しましては今回で届出者説明を終了することになります。以上をもちまして、(仮称)ライフ二条千本店の届出者からの説明を終了いたします。担当の方、どうもご苦労様でした。

●ライフコーポレーション ありがとうございます。

—— (担当者退室) ——

●市川会長 次の議題に移る前に、本件について配慮を求める内容の確認をしておきたいと思えます。これまでの審議内容を踏まえて、整理の意味も含めて事務局から説明をお願いできますか。

●事務局 それでは事務局からご説明申し上げます。お手許の資料は準備してございませんが、先ほどのご審議の内容を踏まえてこういう形での整理の仕方でいかがでしょうかという考え方の整理でございますが、簡潔に申し上げたいと存じます。

今回の(仮称)ライフ二条千本店につきまして配慮を求める、事業者に対してこういうことをしてくださいという内容でございますが、意見書及び審議会の内容を踏まえますと、主に関係しますのは交通に関わる事項ではなかったかと考えます。その点で考えますと、まず大きな点としましては交通処理、出入庫の誘導、それから根本的なことでいいますと、そもそも車両の流入の抑制をどうするかということに加えての駐輪対策の4点かと考えます。

まず交通処理につきましては来店客の関係と荷さばきの部分にあるかと思えます。特にオープン時、繁忙時、観光シーズンにおきましては当然車両が増加するということがございますので、交通量の増加が懸念されるということもございます。店舗周辺道路における交通量の負担軽減策が論じられる必要があるのではないかなという部分が1つあると考えます。

特に先ほどの議論でもございましたように、退店につきましてはこれまで店舗西側の生活道路についての意識はあったのですが、ご指摘のありました経路としましてコープの北側を通る部分につきましても、当然必要な配慮をしているのかということがあると思います。実際の交通量事態は少なくなるというものの、当然そこに関わる住宅があるということからしますとそれに対して回り込まないよう、最大限の配慮というのが当然必要になってくると思います。先ほど申しあげました開店後の対応につきましても関わってまいりますけれども、重ねて配慮を求めるといふ形になるかと思えます。

少なくとも車が出てからの交通路については一定の限度があるかと思えますが、入り待ちの渋滞や、出る関係の渋滞を回避することが基本にあつて、かつ車の流れというものをどういう形で通していくかということに難しい部分ではございますが、継続的にどうしていくのかという面も含めて求めていく必要があるかと思えます。

荷さばき車両につきましては、店舗のすぐ西側の道路を通行するというところでございますが、当然車両運用の安全を徹底するということから、計画的な搬入ということも重ねて求めていくことになるかと思えます。

次に出入庫誘導につきまして、先ほどからありましたように出入口、経路について交通安全を確保するのは当然でございますけれども、退店車両の退店経路についての安全確実な誘導のために、交通整理員の配置について常時という考え方を含めて求めていく形になるかと思えます。先ほどの説明のなかでも6名の配置ということがございましたが、これにつきましては最低限として押えるという理解をしてございますし、事業者としても一定以上の人手がありましたら常時ということが念頭にあると聞いておりますので、そうしたことも含めまして、配慮を重ねて求めていく形になろうかと思えます。そもそもわれわれとして車両抑制ということも求めていく必要もあるかと思えます。当然車両の集中を避けるために、駐車場があることを改めて広報しない、あるいは公共交通機関の利用をはじめとした自動車以外の来店を促すということと、先ほども平日については4階を使わないという報告も出ましたけれども、駐車場の運営について必要な部分についての弾力的な運用ということについて重ねて申しおくということになるかと思えます。弾力的な部分といいますのは、できるだけ車を使わない方向での弾力性というものでございますが、それを重ねて求めていくことになるかと思えます。

最後ですが、駐輪対策として先ほどご指摘がありましたとおり、来客以外の者が使うということも完全には排除が難しいかと存じますが、一般の通行者に影響が出ないように、来店客用の駐輪場の利用に障害がされないように対策を講じるということに、店舗としてできるだけことはしていくことと、千本通沿いに駐輪が常態化しないということを配慮するということを求めていくことになるかと思えます。

長々と申しあげましたが、交通処理については、結果としてどうなったかについて報告を求めてまいりますので、報告を求めるといふ点を意識したとりまとめを行い、申しあげました4つの項目を柱として整理するという形でどうかと考えております。以上でございます。

●市川会長 ありがとうございます。それではただいまの事務局の考え方につきまして、ご意見、ご質問を頂戴したいと思います。

●松井副会長 駐輪場に関してですけれども、それが問題であるということを書くだけではなくて、開店時刻の変更も含めた検討をすべきという文言を入れたほうがいいのではないのでしょうか。あれが8時ではなくて9時であればかなり不法駐輪がなくなるわけです。それを考えるとそこまで踏み込んで、付帯意見になるのか何の形になるのかわかりませんが、そういうものがあってもいいような気がいたします。

●市川会長 ちょっと異例のお願いをしておりますのは、大店立地法上の意見通知期限というのがございまして、本件につきましては次回審議会で答申をまとめる必要がございます。もう一度、次回お示しをする予定の答申案の中身を検討して、またその次でまとめるという時間が実はございません。今回、事務局としてこういう方向でまとめたいけれども、それについて委員の皆様方からいただいて、あるいは後ほどメールでも結構なのですがご意見を頂戴したいということでお諮りしております。

●事務局（高見課長） 先ほどご指摘いただいた、夜10時以降に関しましては、コープ二条駅店は23時までの営業ですので、夜間の交通量は少ないとはいえ、例えば現状よりも騒音についての苦情があがった場合は、退店経路の再検討も視野に入ってくるのではないかと理解しております。現時点では、事業者が申しております24時までという時間で営業開始させていただき、営業を継続するなかで不都合が発生した場合については対応策等を検討されたしといったニュアンスでまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

●市川会長 委員の皆さんはどうお考えになりますか。

●事務局（高見課長） 事業者に対して、開業前に営業時間の変更というのは、届出のやりなおしという話になりますので、開店後は店舗周辺の生活環境悪化について留意していくと考えてございますが、意見の皆様のご意見を賜りたいと存じます。

●市川会長 いかがでしょうか。

●恩地委員 審議会としてどこまでコントロールができるのかという話だと思いますが、例えば店舗の営業時間ではなくて、駐車場自身を少し早めに閉鎖するとか、駐輪場の開く時間を少し遅くするとか、そういうことで対応できる場合もあるでしょうし、そこまでしなくても運営しているなかでなんとか対応できるのではないかと思います。特に駐輪場については不法駐輪

があってもあふれなければいいわけですから、そういうコントロールができるという自信があればそれはそれでもいいのかなという気もします。まだ始まる前にあまり制約をかけるのは、ちょっと慎重になったほうがいいかなというのが私の意見です。

●堀部委員 私は今日2回目ですしわからないのですけれども、1回目のときに営業時間とか出店の可否については議論をしませんということをしたしかおっしゃっていたと思うのです。交通問題からそういう意見が出る場合もあるでしょうし、周辺の商店街からそういう時間に関する意見が出るかもわかりません。いずれかわかりませんが営業時間の問題についてはふれないようにというお話を前回お聞きしましたが、あえてここでそういうことを議論してもいいのですか。

●事務局（高見課長） たしかに営業時間そのものにつきましては、まさに事業者の営業行為そのものに深く関わるわけですので、はっきり申しあげて強制はできません。しかし大店立地法の趣旨は周辺環境に与える悪影響の排除ということですので、法の限界はございますがあくまでも配慮をお願いするという範囲でしかできません。ですから「24時を22時にされるべし」という言い方はできません。

●堀部委員 議論さえできないと思っていたのですが。

●事務局（高見課長） 議論そのものができないということではございませんが、審議会としては指示ができないということではございます。

●堀部委員 指示はできないけれども、議論はできる。しかし配慮してくださいという程度の表現はできるということですか。

●事務局（高見課長） 配慮を求めるという言い方にとどまることになります。

●市川会長 かつて時間変更をお願いした事例はおそらくなかったと思います。住民環境が悪化するおそれがある場合には、最大限の対策は取ってくださいというお願いをずっとしてきております。今回24時までの営業でそのあとの退店経路の問題で、起こり得る住民環境が悪化する可能性を考えて、それに対してお店のほうでどういう配慮ができますかという配慮を求めることはできるのです。ですから今回も方向としてはそういうことではないかと思います。おそらく時間を夜10時にしたらどうかという提案もなかなか難しいと思います。

24時まで認めたとして、その場合に起こり得るであろう弊害についてどういう対応をしますかということ強く求めることに収まるのではないかと思います。

●松井副会長 今日のご説明で指針の3倍の台数に関して、皆さん納得されたようにおうかがいしたのですがそれでよろしいのでしょうかという単純な疑問をもっているのです。3倍あってちゃんと埋まっているから必要だという論理であれば別ですけれども、それを認めるのであれば「歩くまち・京都」ということ自体を否定することになってしまうと思うのですけれども、そこは大丈夫ですか。

●宇野委員 非常に悩ましいといえれば正直、悩ましいところですがけれども、駐車場の問題というのはつくらなかつたらつくらなかつたで問題が生じるし、つくり過ぎればつくり過ぎたでこれまた問題が生じる。先ほどのお話でバランスをどう取るかの問題だと思います。

結果的に今回の場合、何が問題だったかといいますとおそらく指針の台数ではとても足りませんというのが設置者からの申し出で、そうであるならば足りないということ、これは大店法のなかでもいわれていると思うのですけれども、類似店舗の実績をもってそれを置き換えることができるといわれていますので、同様の運営形態の類似店舗のデータをもって証明してくださいというお願いをわれわれはしたということです。ですから、そういう意味で前回の宿題に対して回答をいただいたのでそれについては了解をしたということです。

その一方で、やはり公共交通を優先してくださいということは前回の審議会のなかでもいっておりますので非常に難しいところなのですけれども、生活環境への影響を考えるとやはり来られたお客様の待ち行列が周辺道路にあふれるということは避けたい。ですから、そのあいだの策として、平日はできるだけ少ない台数で運用してくださいということも申しあげているということです。

●松井副会長 わかりました。

●石原委員 今のお話については、今回の案件だけの議論で終わらないだろうと思います。やはり「歩くまち・京都」として、例えば上限値を設定するというような考え方をもう少し議論していくということは方向としてはあるのかなと思います。今回の案件でも上限をつくれというのはなかなか難しいと思いますけれども、運用でそういう指針を出していくということは、「歩くまち・京都」を推進していく。それも単に営業者に向けての話だけではなくて、総合的な対策のなかでの1つとして上限値を設けるということは考えられてもいいのではないかと思います。

●市川会長 ほかにご意見はございませんか。すでに12時を回っております。本件につきましてはただいまたくさんご意見を頂戴しましたので、それを踏まえまして次回審議会で審議会の答申をとりまとめたいと思っております。それが次回、今回のような答申案の内容を受けて検討するようになりますと困りますので、今日は事務局の案をお示しして、委員の皆さんから

あらかじめご意見を頂戴したいということでこういう場を設けております。次回改めてこれまでいただきましたご意見を踏まえまして、審議会の答申案をまとめてお示しいただきますので、改めてご検討をお願いしたいと思っております。

3 平成23年2月届出案件

「京都住友ビル」の答申案検討

●市川会長 次の議題に移りたいと思います。議題3の「平成23年2月届出案件 京都住友ビル」の答申案の検討です。答申案について事務局から説明をお願いします。

●事務局 時間も押しておりますので、簡潔に説明させていただくことをご了承ください。

おめくりいただきまして34・35ページの資料3です。前回の審議会でのご審議の内容と現地の状況などを踏まえまして作成しております。まず35ページの答申理由からご説明申しあげます。「現在の状況」として立地の状況等について確認してございます。2の「説明会の状況」ですが、これについては前回の審議会でもご説明申しあげましたとおり、駐車場に関する質問があっただけでございまして、今回の変更内容についての意見はございませんでした。3として「意見書」ですが、意見書の提出はございませんでした。

今回の届出内容としましては基本的に廃棄物の排出量の増加、あるいは昼間の等価騒音レベルの値が高くなる等についての議論であると考えましたので、その点についてここで改めて掲載してございます。

廃棄物につきましては今回の届出における予測によりますと、現状の保管施設容量で十分対応可能であると判断したということでございます。等価騒音レベルにつきましても、開店時刻の繰上げに伴いまして、昼間の等価騒音レベルの値が高くなることについては、入居している一部の店舗のみということでございますので、影響は少ないだろうと考えているところでございます。なお、今回の店舗につきましては旧阪急百貨店のあとにマルイが入られたということで、基本的には居ぬきである状況を踏まえながら考えるということです。来客用駐車場及び駐輪場は設置してございませんが、今後とも店舗周辺における違法駐車及び駐輪対策に努めていく必要があるだろうという議論がありましたので、掲載してございます。

お戻りいただきまして34ページでございまして、1番として、通常どおり小売店舗の名称及び所在地を確認いたしまして、2番として「法第8条第4項の規定による市の意見について」ということで答申でございまして、結論部分でいいますと、今回の変更計画の実施による影響は少ないと判断するものの、先ほどの35ページの後半部分でございまして、「なお、当該大規模小売店舗には来客用駐車場及び駐輪場を設置していないことから、今後とも店舗周辺における違法駐車及び駐輪対策に努めることが望まれます」という形でまとめてございます。

以上でございます。

●市川会長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

——（特に意見なし）——

●市川会長 ただいまの答申案に対する異論が特になくようでしたら、この案件につきまして
は前回の届出者説明におきまして地元との対話を継続していく意思表示があったこと、意見書
の提出期限以降、特に苦情が出ているわけではないことから、本日で結審したいと思います
がいかがでしょうか。

——（異議なしの声）——

●市川会長 ありがとうございます。それでは改めまして、今後につきましては私にご一任を
いただきまして、事務局と調整のうえ、市長に答申するというようにさせていただいてよろし
でしょうか。

——（異議なしの声）——

●市川会長 ありがとうございます。

4 報告事項

●市川会長 議題4に移ります。「報告事項」について事務局から説明をお願いします。

●事務局 引き続きましてご説明申しあげます。最後のページになりますが、資料4、36・37
ページでございます。これは毎回提出させていただいております「立地法に係る計画一覧」で
ございます。手続き中の届出案件と審議会の今後の審議予定を掲載してございます。今月末の
届出受理の予定はございません。簡単でございますが以上でございます。

5 その他

●市川会長 議題5「その他」でございます。何かございましたらご発言をお願いします。

——（特に意見なし）——

●市川会長 よろしゅうございますか。それではこれで本日の審議会を終了したいと思います
が、その前に事務局から事務連絡をお願いいたします。

●事務局（高見課長） 長時間ありがとうございます。次回の審議会でございますが事前にご
連絡させていただきましたとおり、9月29日（木）の午前10時から、KKRくに荘4階会議
室、こちらのほうの会場でさせていただきたいと考えております。当日の議題でございますが、
（仮称）ベルタウン西小路御池店の答申案検討及びライフ二条千本店の最終答申案検討でござ
います。ご出席のほどよろしくをお願いいたします。以上でございます。

●市川会長 次回審議会は9月29日（木）午前10時から、同じこの場所でございます。当日
の議題は、（仮称）ベルタウン西小路御池店の答申案検討及びライフ二条千本店の最終答申案
の検討になります。

次回審議会において、特に非公開とすべき部分もないように思われますので公開としたいと
思います。また、次回審議会での出席機関についても従来どおり、指針の項目と関係の深い機
関に出席をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

——（委員了承）——

閉 会

●市川会長 それでは以上をもちまして、第117回京都市大規模小売店舗立地審議会を終了い
たします。長時間ありがとうございました。